

【外部委員未確認】

函館地方裁判所委員会（第 39 回）及び函館家庭裁判所委員会（第 39 回）議事概要

（函館地方・家庭裁判所委員会事務局）

1 日時

令和 3 年 2 月 1 日（月）午後 3 時 0 0 分

2 場所

函館地方・家庭裁判所 5 階大会議室

3 出席者（敬称略）

地 裁 委 員 石 亀 剛， 尾 形 光 栄， 佐 々 木 学， 佐 藤 祐 介， 進 藤 壮 一 郎， 中 川 祐 介， 星 野  
立 子， 前 原 浩 明， 三 上 隆 広

家 裁 委 員 阿 部 陽 子， 岩 山 勝 則， 神 林 真 里， 榊 原 敬， 坂 本 昌 昭， 澤 村 洋 子， 三 國 富  
美 子， 百 合 菟 泰

兼 務 委 員 齊 木 教 朗， 茅 根 航 一

説 明 者 函 館 地 家 裁 事 務 局 長 片 桐 芳 孝， 函 館 地 裁 事 務 局 総 務 課 長 奥 田 一 也

庶 務 函 館 地 裁 事 務 局 総 務 課 長 奥 田 一 也

4 議題

裁判所における新型コロナウイルス感染拡大防止策について

5 議事

(1) 「裁判所における安全確保（危害行為対策を中心として）」に関する取組状況（前回委員会の議事テーマについての委員会終了以降の取組状況の説明）

(2) 裁判所説明「裁判所における新型コロナウイルス感染拡大防止策について」

ア 裁判所の対応について

イ 裁判所の対策について

(3) 意見交換

別紙のとおり

(4) 次回委員会について

ア 日 時 令和 3 年 6 月 7 日（月）午後 3 時

イ テーマ 裁判所の IT 化について（民事裁判を中心に）

以 上

別紙 意見交換の概要

「裁判所における新型コロナウイルス感染拡大防止策について」

(委員)

緊急事態宣言が1度目に出ていた時に、期日の取消しや新規の期日を入れないという取扱いがされていたかと思われるが、この扱いは地方裁判所で独自に決定したものなのか、それとも高裁や最高裁の通達などにに基づき決定したのかについてお伺いしたい。

(委員長)

期日というものは裁判事項ですので、各裁判体が判断しました。ただし、これは社会的に大きな広がりをもったことですので、個々の裁判官が判断するに当たっては、様々な情報を基に同僚の裁判官と意見交換しながら、地域の実情なども考慮し総合的に判断したと聞いています。

(委員)

最終的には各裁判官の判断になるという御説明かと思われませんが、質問させていただいた一番大きな理由として、やはり期日の取消しなどがあると、一般市民の方にも影響が大きいところでして、実際私も相談を受ける中で「期日を取り消されてなかなか入らない、困っています。」という相談を受けたこともありました。一回目の緊急事態宣言の時点では、函館はそれほど感染者が発生していない状況であったかと思いますが、その状況でただ期日だけではずっと入らない状態が1か月近く継続してしまいました。私の所属する団体から裁判所に対し、地域の実情・感染状況などを把握したうえで、地域性に応じた柔軟な期日の設定をお願いしたところでもありますが、今後も是非、地域性に応じて柔軟に対応していただきたいと思っています。

(委員)

私の所属団体では、オンラインを利用した研修の機会が増えています。裁判所においても職員の研修というのは重要な事項だと思いますが、このような社会状況の変化の中で、どのような御対応をされているのか教えていただけないでしょうか。

(裁判所説明者)

裁判所におきましてもオンライン研修などを活用しているところです。ただし、先の緊急事態宣言の直後、相当数の研修が、先ほどの説明のとおり延期・中止となったところですが、その際の対応等を振り返りながら、いかに感染拡大防止を図りながら研修を実施できるかという観点で、研修のあり方というものを見直していこうと検討をしているところです。オン

ライン研修による利点・弱点などを考えながら、集合型の研修も感染拡大防止策を講じたうえで実施するといった、検討の途中にある状況かと考えております。

(委員)

ウェブサイト等には、発熱等の症状がある場合は遠慮せずに連絡して欲しい旨が記載されていますが、実際には隠したくなるのではないのでしょうか。自己申告に頼るのではなく、病院等のように自動的に検温する機械などが整備されていればよろしいかと思うのですが、いかがでしょうか。

(裁判所説明者)

当庁におきましては、先ほどの説明のとおり、事件書類に同封する書類によって、発熱等の症状がある場合には、速やかに連絡していただく旨をお知らせしたり、あるいは実際に登庁された時に、それぞれの方の様子を伺いながら、体調を確認させていただくといった運用とし、一律に全ての方に検温を求めるといったことは実施していません。

なお、来庁された方から、熱があるかもしれないといったお話しがあった時には、裁判所側で非接触型の体温計を用意するなどして、状況を把握するように努めております。

(委員)

私の所属団体では、パーテーションの設置や手指の消毒の処置等はしていますが、コロナウイルスの感染者が発生しました。相談窓口担当部署でしたので、同じような職種の人に応援してもらい業務を継続させることができました。相談者には、必ず熱を測ってもらったり相談室に入るまでに手指を消毒してもらうなど、感染防止に十分注意しています。

(委員)

私の所属団体では、感染対策には非常に気を遣っており、北海道や国の指示などにも従いながら実施しています。まず玄関のところで検温を必ず行い、もし熱があった場合は、函館市内の方は当然に自宅に帰っていただきますが、遠方から来た方に対しては、そのような場合の専用の部屋を用意していますので、そこで待機していただいて保健所の指示に従っていただくこととなります。ただし、現在のところ全くそのような事例は発生していません。また、受付担当部署ではアクリルパーテーションを設置して接触をしないようにしています。さらに、建物内でのソーシャルディスタンスも徹底しており、常に職員が巡回し、混んでいる場合は、利用者には一部施設の利用を遠慮していただいています。また、利用者が使用した物品は使用後にその都度消毒をして、消毒済の物を次の利用者に使っていただくようにしています。食事の際にも、かなり席を離しており、基本的には食事中以外はマスクを必ず着

用していただき、必要に応じて手袋の着用もお願いしています。それから、以前は本社に会議に行くことが多かったですが、今は完全にウェブ会議で済ませ、なるべく函館市内から出ないようにというような対応をとっています。

(委員)

新型コロナの感染症改正法案で、政府は感染者が療養施設から逃げたり入院拒否した場合に、懲役刑を検討していましたけれど、そのような人たちが起訴されて法廷が開かれた時に、裁判所としてはどのような感染防止対策を考えているのでしょうか。また、私の職場では、コロナの関係で出張がなくなり、テレビ会議などを利用していますが、裁判所の刑事裁判や民事裁判などでも、証人や当事者同士が離れた場所から参加するようなことがあるのでしょうか。

(裁判所委員)

まず刑事事件の関係を御説明させていただきます。懲役刑が科せられる場合という御質問でしたが、実際のところ、結局懲役刑というのはなくなる方向で話が進んでいるようですし、特に検討していたというわけではありませんが、実際に感染されていて、具体的に症状が続いているという状況であれば、公判期日を実施するという選択をすることはないと思います。

いずれにしても、形式的にこのような場合にはこうなると言えるようなものではなく、被告人になられた方の状況などを踏まえて、各裁判体において適切に判断するということになると思われまます。

次に、刑事裁判のIT化は、民事ほど進んでおりません。公判廷で実施している刑事裁判手続自体を、ITを用いて非接触で実施することはありませんが、従前から存在するものとしてはビデオリンクシステムというものがあります。これは、遠隔地ですとか、法律で定められた諸事情により公判に来ることができないことについて相当な理由があると判断した場合などに利用しています。ただ、これをコロナの関係で使うということには、特に法律上なっていない。裁判自体は、なかなか非接触という形にはなっていないませんが、非接触でも進められる打合せなどについてはできるだけ電話会議などを使用するなどといった工夫はしていました。

(裁判所委員)

民事裁判では、新型コロナウイルスの感染が拡大する以前から、例えば、電話を用いて会議を行うといったような裁判所に出頭せずに手続を進める手段を検討してきたところですが、感染拡大の影響で、事件に関係する方が裁判所に出頭することが困難になるという状況にお

いては、おそらくこれらの活用の場をさらに広げていくということが大事な対応になると思われまます。さらに IT 化の関係では、昨年の 12 月から手続においてウェブ会議を始めました。このウェブ会議は、弁論準備手続とか書面準備手続の中で、片方あるいは双方の当事者がウェブ会議を用いて、例えば、弁護士事務所と裁判所をインターネットでつないで手続を行うというものでして、これによって裁判所に出頭せずとも手続を進めることができるという仕組みです。これは、民事裁判全体の IT 化に向けた過程の第一段階と位置づけられておりまして、現状では先ほど申し上げたような争点整理手続という途中の手続に関するものではありますが、将来の法改正を経たうえで、当事者の出頭が必要とされている法廷での口頭弁論期日にも適用を拡大していく方向で検討されていると聞いております。

(委員)

私の所属団体での取組としては、毎月、例会という形でメンバーを対象に実施してきた勉強会や会議等が、コロナの影響でほとんど中止となりましたが、最近になり、ウェブ会議を活用し、全メンバーをインターネットでつないで再開することとなりました。

(委員)

私の職場では、本年度は 5 月からオンラインを利用して授業を再開しました。リアルタイムで配信する方式、あるいは、オンデマンドで録画・録音しておいて好きな時にそれを聞くことができるような方式など、複数の方式をとっております。また、どうしても必要がある場合は対面も可能ですが、その際には座席数を限って、入念な消毒やマスクの着用は当然のこととして、感染予防対策をしっかりと実施しています。最近では再びできるだけオンラインで実施するとの方向になってきており、組織内の危機対策室において、入念に相談しながら対策を練っているところです。

(委員)

先ほどの繰り返しになってしまいますが、裁判期日の設定・延期・取消しについては、特に市民の方への影響が大きいと思いますので、裁判を受ける権利との関係からも、地域の実情・感染状況を適切に考慮して判断いただきたいと思います。また、職員の出勤率を削減するなどの扱いをしていた当時は、情報管理の問題から、パソコンの持ち出しや記録の持ち帰りも禁止になっていたようですが、そうすると期日だけではなくて事件自体の進行が停滞してしまうのではないかと考えられます。これは私の感覚なので間違っていましたら恐縮ですが、実際期日が再開された後も、なかなか事件の進行が進まないというような実情もあったように思います。もし今後再び感染が拡大して、職員の出勤を減らさなければならない事態とな

った場合でも、何とか事件を進めていくための方策として考えていることはありますか。

(裁判所説明者)

現在、裁判所におきましては、新型コロナウイルスの感染拡大防止という課題には十二分に取り組みつつ、裁判関係の業務については可能な限り通常どおりに処理するという一方で、様々な対策を講じているところです。例えば、職員の出勤率などに関しても、当初は登庁する職員を3割程度にすることを目標としていましたが、さすがにそこまで絞り込むと通常業務を継続することが極めて困難であるため、現在は前回と同じような状況になったとしても、特段の事情等がない限り、そこまで出勤者を絞り込むことはせずに対処しようと考えています。また、在宅勤務での工夫については、例えば、出勤時にしか実施できなかった判決の点検作業等について、記録の写しを持ち帰って在宅でも処理ができるようにするなど、在宅で実施可能な作業をできるだけ多くするといった取り組みを進めているところです。

(委員)

私の職場におけるコロナ対策の取組について簡単にお話ししますと、裁判所ほどではありませんが、やはり不特定の方が出入りするという特性を持っていますので、当然その方たちについては、必ず出入口で体温を測定していただくとか、手指を消毒していただくとか、マスクを着用していただくということを徹底しています。また、職員についても、発熱の兆し等があれば、幅広く事前に報告してもらい、出勤をしないということを徹底しているところです。裁判所がとられている防止策について感想として申し上げますと、特に裁判員裁判等については感染防止にかなり気を遣っておられるということは実感しています。例えば、最近実際にあった裁判員裁判でも、休憩時間に頻繁に戸を開けて換気されたりとか、傍聴席でマスクを適切に着用していない傍聴人について注意されるですとか、かなり気を遣っておられるのかなということは実感しています。引き続きそのような形で進めていただければというふうに考えております。

(委員)

実際に調停を行っている立場の人間としましては、期日の間隔がかなり空くようになりました。待合室の密を避けるために待機時間も含めて、それぞれ別の調停室に入っていただきますので、1つの調停で2つの部屋を使ってしまうということにより、極端に言いますと今まで行われていた事件の半数ぐらいしか処理できなくなってきたのかなという実感を持っています。限られた時間の中で、設けられた期日をいかに充実した話し合いにするのかという点から考えますと、調停委員自らが、どこに当事者の争いがあるのかといったことを事

前によく準備してから臨まなければいけないなど、身をもって感じているところです。また、裁判所に来られた当事者のその日の体調を注意深く観察し、様子を見ながら体調を確認していくというようなことを心掛けているつもりです。

(委員)

私の職場では、加湿器を設置したり、ソーシャルディスタンスの部分で意識を高める表示や掲示なども進め、食事中は話さないという意識づけなども行っていますが、新型コロナウイルスの感染症防止対策の観点から言うと、密である室内が存在し、また密な行動を取らざるを得ない場面もたくさんあるため、各自のマスク・手洗いの徹底や、換気に頼らざるを得ません。また行事について、今年はいろいろと中止や延期になりました。定期的に行っている団体旅行などでは、旅行先を今までよりも近場に設定し、日程を短縮することにより何とか実施できました。今考えると実施しておいてよかったと思います。一つ一つの行事の見直しも進め、他の方がお越しになる行事なども、全件について、施設の広さや参加人数等の観点から問題はないのかを検討しました。この後も大きな行事が予定されていますが、場合によっては出席人数を絞るなど様々な工夫をしながら、可能な限り実施しようと思っています。

(委員)

裁判所と同様に、私の職場でも、見学を受け入れています。感染予防をしながら実施するために、見学人数を減らしたり、班分けをしたりとか、いろいろ工夫しています。昨年以降、道内での行事が少なくなった影響もあり、多くの方に見学に来ていただきました。小学校が中心ですが、その他の学校の修学旅行や社会科見学のコースの一つに組み込んでいただいたりしているようです。

また、業務上、様々なイベントがありますが、市町村と共催するものについては、コロナの影響で市町村側が実施に前向きではない意見をお持ちの場合には中止しています。開催するイベントについては、入場者数や配席なども事前に決定しておきます。昨年末に市民会館のホールで行われたイベントでは、全部で90組ぐらいは来ていましたが、座席間に十分な距離をとった指定席を作り、多数の空席がある状態で行いました。入場時には検温や手の消毒を実施しましたが、今は皆さんが慣れているのでスムーズに終了しました。

先ほど、裁判所の期日調整について教えていただき、コロナ禍がそのようなところにまでダイレクトに影響を与えていることを知りました。

私の職場でも、発熱した職員がいて、発熱日から遡って二日間の濃厚接触者の調査が行われましたが、その期間の行動については、どこで誰と御飯を食べていたなどといったことま

で詳細に聞くこととなりました。さらにその職員には出勤停止を伝えなければなりませんでしたが。結果的にPCR検査を受けて、全く問題がなかったんですが、調査したところ、何人かがやはり出勤停止になるということがわかりました。本当に日常生活から濃厚接触者を作らないようにするしかないと感じました。今、私どもの職場では、食堂では各自が距離をとって座るようにするなど、食事時の感染防止に努めています。

(委員)

私の所属団体での感染対策についてお話しさせていただきます。まず週2回開催されている法律相談会について、一時期は面談での相談を中止していました。その際には、相談希望者のお電話番号を聞いて、後でその方に電話をかけて相談を受ける形で対応していました。現在は元に戻っており、通常どおり相談受付はしています。私どもは、地方の市町村に訪れる仕事もありますが、そちらでの相談業務も一時期は中止になっていて、電話での対応をしていました。設備的なところを申し上げますと、当団体の事務室の前にアルコール消毒のボトルを用意しました。また、面談での相談を復活させてからは、アクリルパーテーションを置いて、飛沫感染を避けながらお客様からの相談を受けるといったような態勢としています。

(委員)

コロナ禍の変化としては、面接に関してのチェックシートを用意し、面接対象者に事前にチェックをしていただくことにしました。質問内容は、熱・せき・風邪の症状はないか、どの状態はどうかといった一般的な内容です。少し前からマスク着用で面接をしていますが、それ以前の特に厳しい対応を取っていた時期には、電話のみで直接会わないという対応をしていた時期もありました。今後も同様に厳しい対応を取るべき時期を再度迎える可能性があります。上部機関の指導の下で実施していくことになると思われま

(委員)

私の職場では、出入口を1か所にし、濃厚接触のこともありますので、来訪者全員に住所記入と体温検温等をお願いした上で入場していただいています。

学生への授業では、オンライン方式での情報伝達なども利用していますが、対面方式と比較すればその学習効果が上がるということがなく、むしろかなり低減された状態になっています。また、関係省庁の指示により、どうしても実習等を実施しなければならないため、対面や密を完全に避けることはできませんが、実施の際には、参加者全員がマスクとフェイスガードをダブルで装着し、館内の消毒、30分に1回の換気等を徹底しました。その他の対策としては、道具の貸し借りですとか、機材の貸し借りも禁止しました。職員がそれらを使

用する場合、30分に1回消毒することも徹底しています。

オンライン方式の授業はこれからも続いていくと思いますが、各学生が実際にそれを実施できる環境にあるのかということを常に考えていかなければならないものですから、やはり一概に全てをそれで賄うということができないわけではないと思います。

(委員)

私の所属団体では、今月感染者が1名出まして、幸い濃厚接触者がいなかったことから、その部分は安心しましたが、感染症発生時のフロー図に従いまして、一つ一つ確認しながら連絡を取り合い、発生後の対策を進めました。1日臨時休館とし、動線部分についての業者による消毒、その翌日には職員全員で各階の細かいところまで消毒作業を行い、次の日から開館しました。感染防止対策としましては、マスク・手洗い・手指消毒・体温確認などを、来館者の方に御協力いただいています。館内ではアルコール消毒の設置、体温測定器の設置、飛沫防止のための空気清浄機の設置、注意喚起のための定期的な館内放送などを実施しています。さらに、会議・研修会では一つの机に一人しか配置せず、換気をしながら行っています。当初は会議等の行事は全て中止しておりましたが、現在は、参加人数を少なくしながらできる限り工夫して行っていく方向で進めているところです。

以 上